

TAX NEWS LETTER

2024
12

TOPICS

1. 申告書等の控えへの収受日付印の押なつ見直し
2. 保険料控除証明書の到着は必要な保険か否かを見直す好機
3. 税務カレンダー（2025年1月の税務）

申告書等の控えへの収受日付印の押なつ見直し

◆令和7年1月以降の収受印

国税庁は今年1月4日、令和7年1月以降は申告書等（国税に関する申告、申請、請求、届出等税務署に提出される全ての文書）の控えへの収受日付印（税務署名や年月日等）の押なつの実務慣習を廃止することを公表しました。

これは申告書等の持参又は郵送に対する措置で、e-Taxによる申告では、“受信通知”がメッセージボックスに格納されます。今回の見直しは、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組み推進を目的としたものです。

また、令和7年1月から、申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）するようにと公示しています。

◆申告書等の提出事実を証明する方法

それでは、今後、申告書等を紙で提出した場合、申告等の事実をどのようにして証明すればよいのでしょうか。

①国税庁はホームページでQ&Aを公開し、令和7年1月以後の当分の間の対応として、窓口で交付するリーフレットに申告書等を収受した日付や税務署名を記載した上で希望者に配付する、この配布文書は提出事実の証明機能を持つ、と回答しています。

②所轄税務署に「申告書等閲覧申請書」を提出す

ることで申告済みの申告書等を閲覧することができ、そこには収受印が押されています。閲覧に手数料はかかりませんが、あくまでも閲覧サービスのため、コピーの提供は受けられません。ただし、申請書の「写真撮影の希望」欄にチェックをつけることで写真撮影が可能となります。

③納税証明書の交付請求を行い、納税額と滞納の有無の表示を介して、提出済み申告書の内容を間接的に証明できます。

④個人だけのケースとしては、申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）、保有個人情報の開示請求（写しの交付請求は1か月程度）などがあります。

◆銀行等の対応に注意が必要

これまで、銀行への融資申請や住宅・自動車等のローン審査、奨学金の申請、自治体への補助金・助成金の申請、小規模企業共済、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）など、様々な手続きで確定申告書の提出控えの確認・提供が求められてきました。

今後の手続きの際は、対応方法がどうなっているのか注意が必要です。



保険料控除証明書の到着は必要な保険か否かを見直す好機

◆毎年10月に保険料控除証明書が届く

例年10月になると、保険会社各社から保険料控除証明書が届き始めます。(早いところでは9月中に届くものもあります。)

保険は、自分や家族の病気・怪我・事故および死亡などのリスクに対して経済的に備えるためのものです。そのため、結婚、出産、子供の独立、定年など、ライフステージの変化に合わせて見直しが必要です。

とはいっても、保険の中身の理解は面倒で、慣れないうちは大変です。定期的に接した方が内容の理解も深まるので、毎年この時期に見直すことをお勧めします。

◆ライフステージに応じて必要な保険（個人）

最近のテレビ広告では、“スマホで簡単に、月払保険料500円台から…”、“今までの保険が9万円も安く…”など、“オンラインで簡単に、安く、いつでも入れる”と、煽るようなものが悪目立ちしています。また、がん保険のCMなどでは“人気No.1、〇年連続1位…”といった、皆が入っているからおススメ、というような表現も目立ちます。

しかし、大切なのは、自分に必要な保険を、必要な分だけ、安心のために掛けておくということ

です。

最近は、保険相談にFPを活用しようといったテレビCMも頻繁に流れています。確かに無料で受けられる相談はお得ですが、無料相談は「相談者が商品を契約すると、販売会社から販売手数料がもらえる」という図式で成り立っています。それも踏まえたうえで、複数のところで相談してみて自分で考えるか、有料相談で本当に自分に必要なものをアドバイスしてもらい、自分で決めることが肝要となります。

◆会社で付保する保険は税理士にも相談を

会社経営では、「企業財産のリスク」、「経営者・役員のリスク」、「従業員のリスク」、「事業中断・利益減少のリスク」、「賠償責任のリスク」、「社用車のリスク」など、様々なリスクがあります。また最近では、サイバー攻撃、パワハラ・セクハラなど、予測不可能なリスクにも日々晒されています。

自社のリスクは、自社の状況を踏まえ、よく検討した上で優先順位をつけて付保することが必要です。なお、保険の種類によっては税務上経費とならないものもありますので、税理士に事前相談をお願いします。

2025年1月の税務

1月10日

- 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付）

1月31日

- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>
- 給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出（本年最初の給与支払日の前日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）（1月中において市町村の条例で定める日）



Website



Instagram

本年も当事務所をご愛顧いただきありがとうございました。

次回のご面談は、月 日（ ） 時の予定です。
来年もどうぞよろしくお願ひいたします。